

# ここが変わる「グループ監査」

改正監査基準報告書600  
「グループ監査における特別な考慮事項」

2023年3月

●● 信頼の力を未来へ  
**jicpa**

日本公認会計士協会

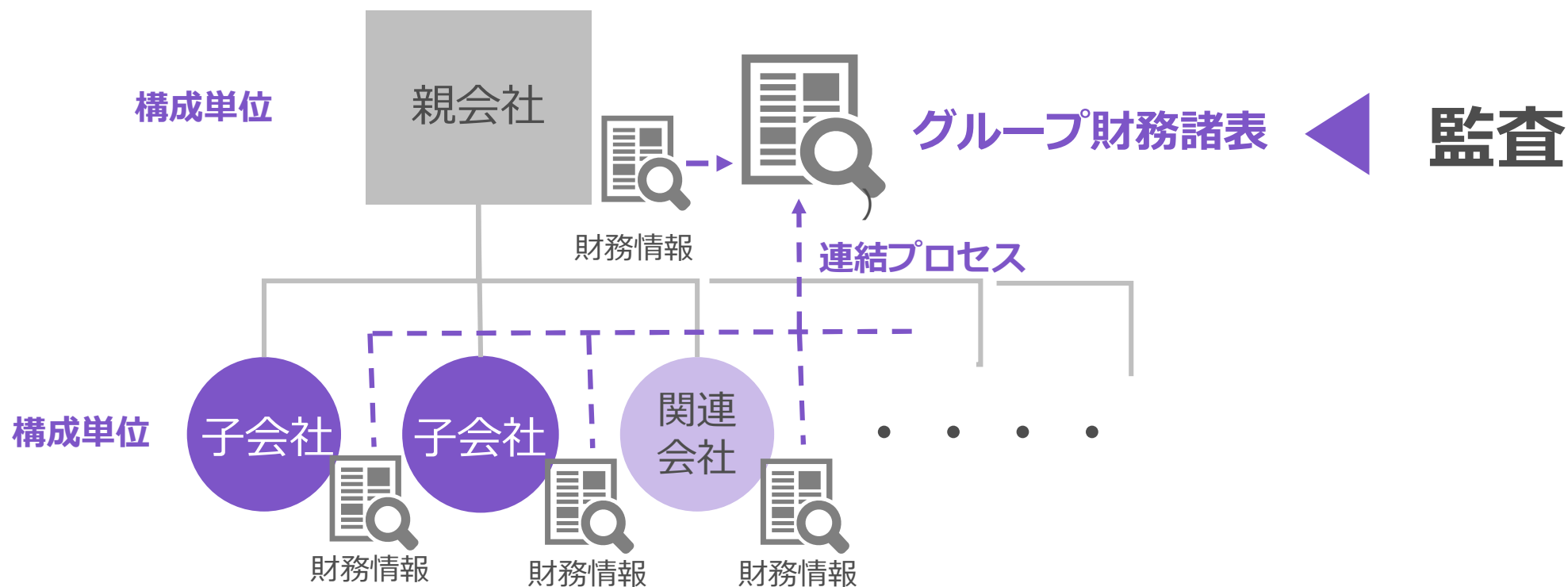
# 目次

---

1. グループ監査とは何か
2. ここが変わる 現行と改正後のグループ監査
3. 被監査会社の皆様へのお願い

# 1. グループ監査とは何か

# グループ監査とは？

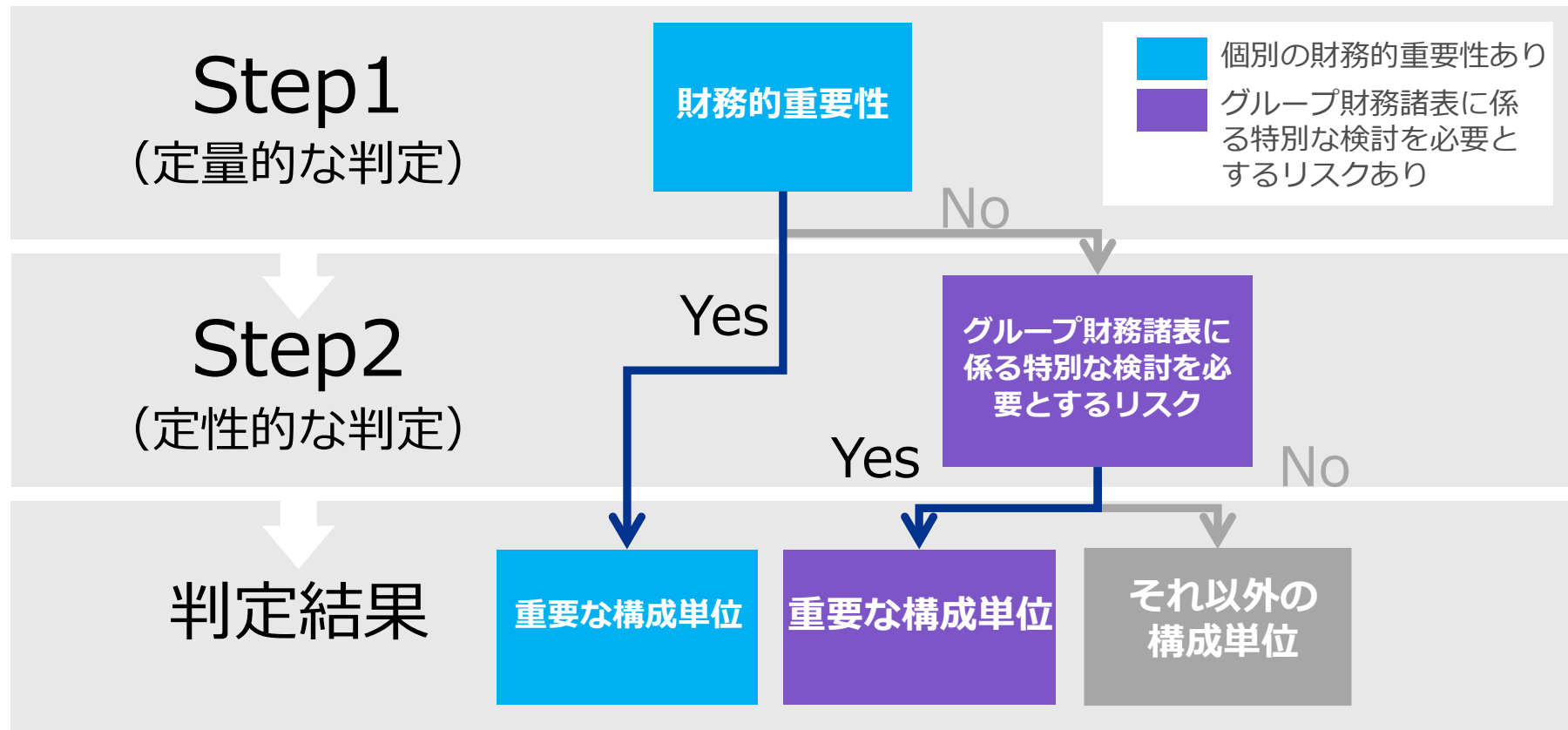


- グループ監査における監査手続の計画及び実施を目的として、グループ監査人により決定される企業、事業単位、機能若しくは事業活動又はそれらの組合せを「**構成単位**」という。

## 2. ここが変わる 現行と改正後のグループ監査

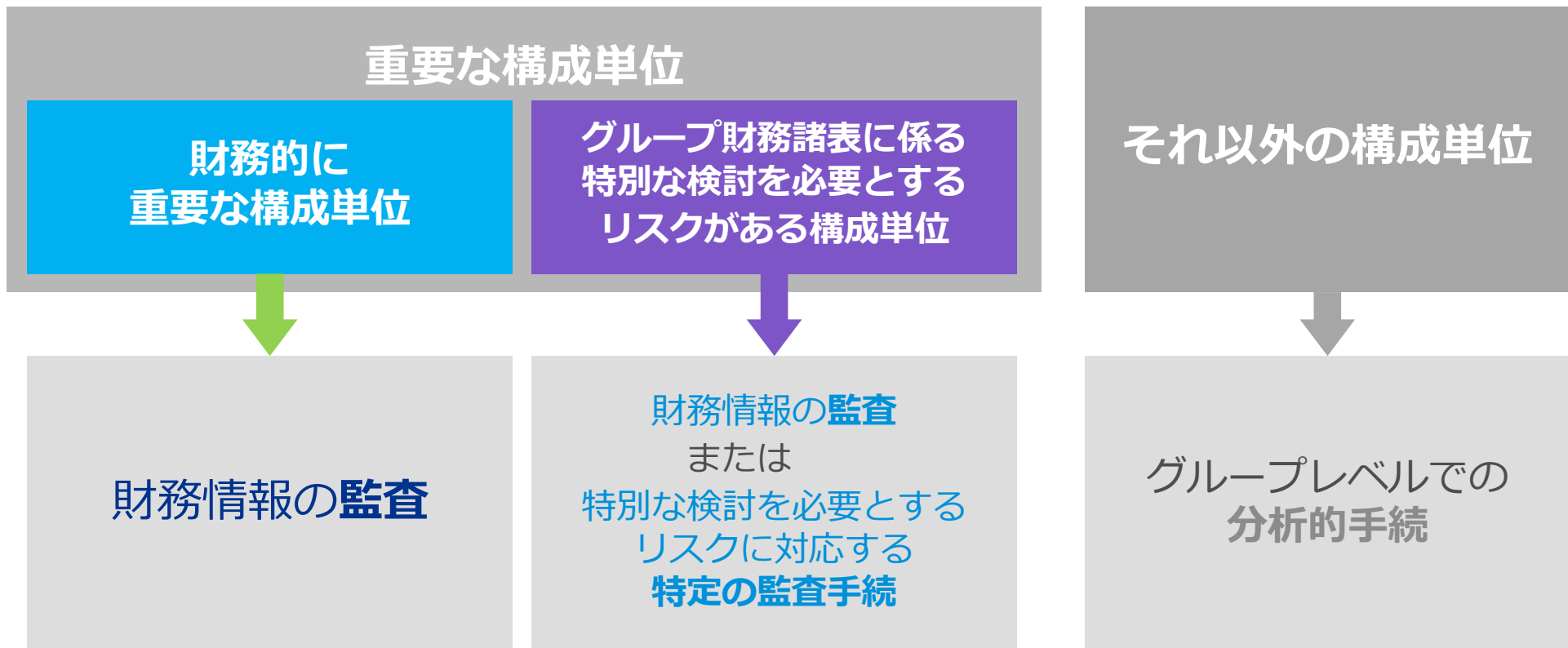
# 現行のグループ監査

## 重要な構成単位の決定



# 現行のグループ監査

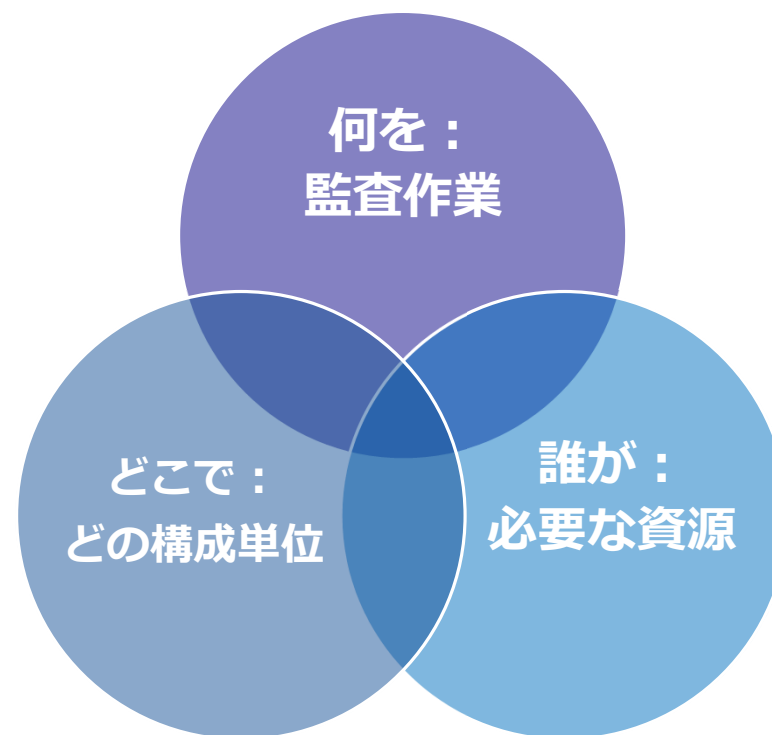
## 構成単位における作業の例



# リスクに基づくアプローチ

## グループ監査業務の計画及び実施のための枠組み

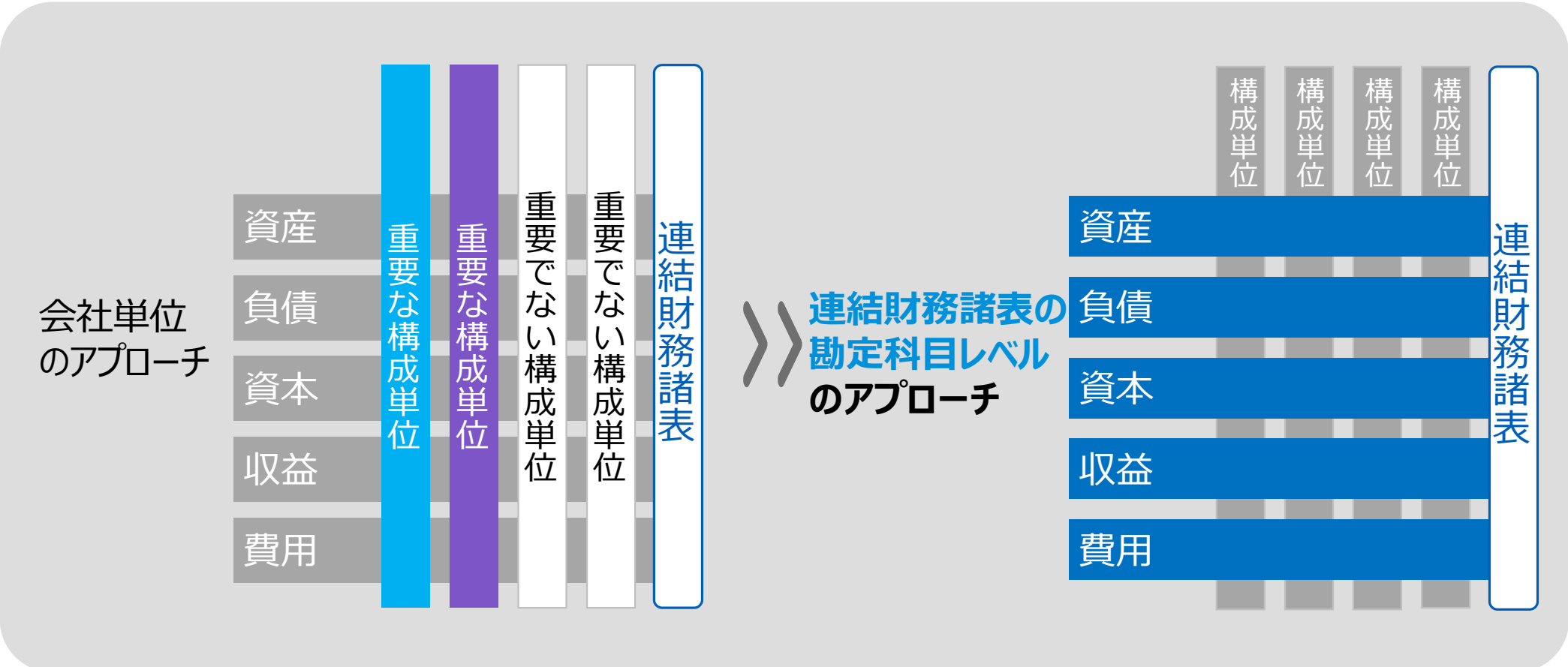
グループ監査人による  
連結財務諸表における  
重要な虚偽表示リスクの識別  
と評価及び  
評価したリスクに対応するた  
めの**リスク対応手続の実施**  
により一層注力



\*構成単位の監査人がグループ監査の全ての段階で関与する場合が多い。



# 重要な構成単位概念の廃止

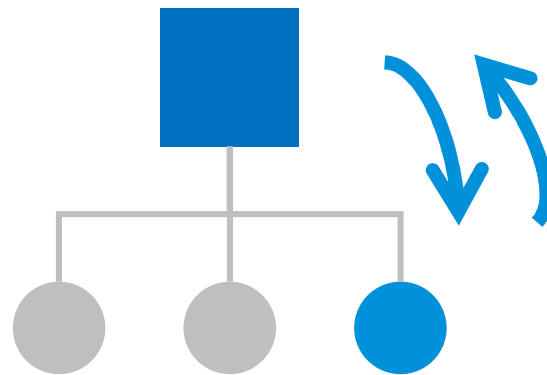


# グループ監査人の品質に関する責任と双方向のコミュニケーション

## グループ監査における品質の管理と達成に対する監査責任者の責任

- **グループ監査責任者**が構成単位の監査人への指揮、監督及びその作業の査閲について直接責任を負う

グループ監査責任者  
(グループ監査人)



構成単位の監査人\*

## 双方向の コミュニケーション

- 職業倫理に関する規定の遵守
- 構成単位の監査人の適性と能力の判断
- 構成単位の監査人の作業に対するグループ監査人の関与の内容、時期及び範囲の決定 等

\*他のネットワークに所属している場合も含め、同じ監査チームとして監査を行う

# 3. 被監査会社の皆様へのお願い

# 被監査会社の皆様へのお願い



監査の作業を実施する  
構成単位の範囲変更へ  
の対応

構成単位における  
監査対応体制の強化

グループ監査関係者との  
コミュニケーション  
の強化

# 適用時期

- 改正監基報600は改正品基報等※の内容を前提としているため、改正監基報600を早期適用する場合、改正品基報等についても同時に適用することが必要（第12項）

	2023年	2024年	2025年
大規模 監査法人	適用：2024/4/1以後開始する事業年度又は会計期間に係る監査～	改正監基報600の適用	
		改正品基報等の適用	
大規模 以外	適用：2024/7/1以後開始する事業年度又は会計期間に係る監査～	改正監基報600の適用	
		改正品基報等の適用	

（ご参考）ISA600（改訂）：2023年12月15日以後開始する事業年度のグループ財務諸表の監査から適用（早期適用も可）

※品質管理基準報告書第1号、第2号及び監査基準報告書220（2022年6月16日公表）

●● 信頼の力を未来へ  
jicpa

◆ 日本公認会計士協会